

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
1 月 20 日  
(金曜日)

## 目 次

○告示	道路の供用の開始(道路整備課)……………	二
○公告	河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………	一
○公告	大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)……………	二
○雑報	契約の締結(水産振興課)……………	二
	県報の正誤(平成十六年三月九日山口県公告(一六二))……………	二



### 山口県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
-----	---------------	---------

県道  
山口秋穂線  
山口市鑄銭司字岡上ノ原五二三四の一地从先から  
同市鑄銭司字上徳田三八六四の一地从先まで

平成二十九年一月  
二十一日

### 山口県告示第十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一	河川の名称		
	武久川水系武久川		
二	廃川敷地等が生じた年月日		
	平成二十九年一月二十日		
三	廃川敷地等の位置		
	下関市幡生宮の下町一四番一地从先	一四番一地从先	
		一二五番五地从先	
		一二六番一地从先	
		一三三番地先	
		一三五番二地从先	
		一三五番一地从先	
		一三五番三地从先	
		一三六番五地从先	
		一三六番三地从先	
		一三六番三と同町一三七番一の間に存する道路地先	
		一三七番一地从先	
		一〇〇四番三地从先	
		一〇〇四番二地从先	
		一〇〇四番二と同町一〇〇四番七の間に存する道路地先	
		一〇〇四番七地从先	
		一〇〇四番六地从先	
		一〇〇四番一地从先	

- 〃 〃 〃 一〇〇五番一地先
  - 〃 〃 〃 一〇〇八番二地先
  - 〃 〃 〃 一〇〇八番一地先
  - 〃 〃 〃 一〇〇九番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 一四四八・八五平方メートル



(一四) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十九年一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームプラザナフコ下松店  
所在地 下松市清瀬町一丁目四番一〇号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
二、六五〇平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成二十八年十月二十日

(一五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

平成二十九年一月二十日印刷  
平成二十九年一月二十日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事

- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
漁業取締船さらかぜの定期検査業務（機関部） 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
平成二十八年十一月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号

六 落札金額  
三千三百六十九万六千円

七 入札公告日  
平成二十八年十月十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格



正 誤

平成十六年三月九日山口県公告（一六二）（大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出）

ページ	段	箇所	誤	正
七	下	表中	地・広島県東広島市西条町賀茂工業団	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号